

会津美里町訓令第 18 号

本 庁 機 関

会津美里町旧本郷第一小学校跡地利活用基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和 4 年 7 月 8 日

会津美里町長 杉山 純一



会津美里町旧本郷第一小学校跡地利活用基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 会津美里町旧本郷第一小学校跡地利活用基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式による受注候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審査委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施概要、審査基準及び審査方法に関すること。
- (2) プロポーザルの審査及び受注候補者の選定に関すること。
- (3) その他プロポーザルの実施について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審査委員会の委員は 6 名以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 総務課長
- (4) 政策財政課長
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は副町長を、副委員長は教育長をもって充てる。

- 2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審査委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。ただし、委員がやむを得ず出席できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、自らの所属の職員を代理出席させることができる。
- 3 会議において議決を行う場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の責務)

第 6 条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保した上で、公平・公正に審査を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年7月8日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、当該プロポーザルに係る業務の契約の締結の日をもって、その効力を失う。